

公 示

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

令和4年7月1日

関東運輸局長 小瀬 達之

改正 公 示	現行 公 示
<p data-bbox="295 237 925 264">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="114 292 1106 371">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="141 371 831 397">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="114 448 400 474">平成27年 1月27日</p> <p data-bbox="680 525 1106 550">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p data-bbox="595 601 624 627">記</p> <p data-bbox="114 678 360 703">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="114 754 595 780">附則（平成27年8月10日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 782 752 807">1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 833 595 858">附則（平成27年8月19日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 860 752 885">1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 911 595 936">附則（平成27年10月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 938 752 963">1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 989 595 1015">附則（平成28年7月15日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1016 752 1042">1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1067 568 1093">附則（平成28年8月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1094 725 1120">1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1145 595 1171">附則（平成29年8月23日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1173 752 1198">1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1224 595 1249">附則（平成30年8月24日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1251 752 1276">1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1302 595 1327">附則（平成30年10月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1329 752 1355">1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1380 595 1406">附則（平成31年4月11日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1407 752 1433">1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p data-bbox="114 1458 568 1484">附則（令和元年8月23日 一部改正）</p> <p data-bbox="114 1485 725 1511">1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p data-bbox="1312 237 1942 264">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1128 292 2121 371">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1155 371 1845 397">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1128 448 1415 474">平成27年 1月27日</p> <p data-bbox="1695 525 2121 550">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p data-bbox="1610 601 1639 627">記</p> <p data-bbox="1128 678 1375 703">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1128 754 1610 780">附則（平成27年8月10日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 782 1767 807">1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 833 1610 858">附則（平成27年8月19日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 860 1767 885">1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 911 1610 936">附則（平成27年10月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 938 1767 963">1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 989 1610 1015">附則（平成28年7月15日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1016 1767 1042">1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1067 1599 1093">附則（平成28年8月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1094 1742 1120">1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1145 1610 1171">附則（平成29年8月23日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1173 1767 1198">1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1224 1610 1249">附則（平成30年8月24日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1251 1767 1276">1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1302 1610 1327">附則（平成30年10月1日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1329 1767 1355">1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1380 1610 1406">附則（平成31年4月11日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1407 1767 1433">1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p data-bbox="1128 1458 1583 1484">附則（令和元年8月23日 一部改正）</p> <p data-bbox="1128 1485 1742 1511">1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	南多摩	501	436	1,235	59.4
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	北総	203	180	947	78.6
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
	埼玉	県南中央	969	861	2,447
埼玉	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	北総	203	180	947	78.6
	千葉	416	370	1,233	66.3
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90
	南多摩	16,511,204	0.86	63,538,281	0.49	325,270	0.80	0.92
	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90
神奈川	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90
	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90
千葉	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90
	北総	5,708,420	0.82	29,194,254	0.47	151,293	0.80	0.90
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90
埼玉	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90
茨城	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90
	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90
栃木	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90
	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90
神奈川	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90
	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90
千葉	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90
	北総	5,708,420	0.82	29,194,254	0.47	151,293	0.80	0.90
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90
埼玉	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90
茨城	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90
	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90
栃木	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率